

お問合せの件につきまして、当時の状況を慎重に調査し、事実確認を行いました。お時間をいただきありがとうございました。

さて、本学では、戸籍名を学生氏名とすることを原則にしており、外国籍の学生や婚姻により姓が変更した学生等が希望した場合、事前に案内した一定の条件の下で通称名の使用を認める運用を行ってまいりました。そのため、本学はこれまで、通称名の使用を認めた場合、在学中にその使用を変更することは認めないこととしていましたが、かかる取扱を行っていた趣旨は、約1万4千人にも及ぶ学生に関する事務手続の混乱を避ける点にありました。

今回お問い合わせの件につき、その後当該学生の要望をしっかりと確認し、本名への再変更を認めたことはご承知のとおりです。

その過程において、一度自己申請した通称名使用を再度本名に変更することを申請された際、本学の従来通りの運用に従い、当初、変更はできない旨をお伝えしました。従来運用にはない手続きとなるため、申請書類の文書末尾に一般的に添える儀礼的なお詫びの定型文を使用し、当該学生に提示したものであります。

従来までの一連の手続方法及びその対応に関して、ご本人を含む学生の多様な価値観や歴史的背景に対する配慮を欠いた対応であったことは、現大学当局として大変遺憾に思っており、ご不快な思いを与えたことに対してお詫び申し上げます。

本学では、新体制のもと、「ダイバーシティ尊重」を重点課題としておりますことは、本学ホームページの学長メッセージでもご確認いただけます。その一環として、学生の通称名使用の運用についても従前の手続に関する規定を見直し、新たな方針に基づく内規整備およびその運用を開始しました。これからの本学のダイバーシティに関する取組につきまして、今後も見守っていただきますようお願いいたします。

本学が、外国籍の学生を含め学生一人ひとりの尊厳を大切にすることは、当然の責務です。今後も本学の学生、卒業生、保護者の皆さまから具体的な問題について相談が寄せられたときは、真摯に丁寧に対応して参ります。

2021年6月30日
駒澤大学長